

第五十一回国会 農林水産委員会 議院 農林水産委員会 議録 第四十九号

昭和四十一年六月二十日(月曜日)

午後三時二十三分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 田口長治郎君

理事 赤路 友藏君

理事 芳賀 貢君

理事 伊東 正義君

理事 池田 清志君

理事 奥野 誠亮君

理事 坂村 吉正君

理事 網島 正興君

理事 野原 正勝君

理事 松田 鐵藏君

理事 卜部 政巳君

理事 兒玉 末男君

理事 西宮 弘君

理事 森 義視君

理事 玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 森本 修君

同日

委員伊東正義君、奥野誠亮君及び佐藤孝行君辞任につき、その補欠として田邊國男君、野呂恭一君及び藤田義光君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案(内閣提出第一一一号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案及び農業災害補償法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許可いたします。倉成正君。

○倉成委員 質疑を続けたいと思いますが、その前に、一言申し上げたいと思います。

先日の委員会において、私の質疑中途において、いかなる理由があったか知りませんが、委員長は休憩を宣せられました。これはまことに遺憾であります。二度とこういうことを繰り返さないよう、誠に注意いたします。

そこで、次の質問に入りたいと思いますが、肉用牛についての国庫負担は、当分の間四割と附則第九項になっておりますが、当分の間とはいつまでですか、お伺いしたい。

○森本政府委員 先日もお答えを申し上げましたように、肉用牛につきましては、現在の肉資源維持の政策といったような観点、あるいは乳牛のごとく多頭化が進んでいないといったような観点からいたしまして、当分四割ということ

に国庫負担をしたいと思っておるわけでありまして、したがって、当分の間とは、多頭飼育が一般的になるといふような事態に至るまでの間、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

○倉成委員 次の問題として、事故選択を特定のものについてしか認めない理由いかん。また、どういふものについて認める方針か、また、事故選択によって掛け金が安くなるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○森本政府委員 事故選択を特定のものにしか認めないというところは、御案内のように、乳牛につきましては、多頭化の過程におきまして、いまだ事故が相当発生をしつづけるというふうなことでございまして、一般的にまだ死傷病傷共済を一元化していく必要があるものと思っております。

しかし、他面、あるいは地域によりまして、一定の事故については経営上リスクと見ないといったようなものも出ております。また、技術、経験によりまして、相当事故発生がみずから防げるというふうな経営もあらわれてきております。したがって、特別の場合、いま言いましたような経営に對しましては事故選択の道を開いていこう、こういうふうに思っておるわけでございまして、したがって、事故選択を認めます農家は、いま言いましたような特定の資格を持った、条件を備えた農家に限るといふことにならしたしたいと思います。

なお、掛け金につきましては、事故選択をいたしました場合には、その事故による分を分離いたしました計算をして、それに見合うだけの掛け金を割り引いていきたい、こういうふうに思っております。

○倉成委員 前回の質問で、今度の制度改正によつて支払いがおくれはしないかという質問をい

たしましたが、今度の制度改正によつて事務が少し複雑になるのではないかと懸念を抱いております。この点についてはどういふふうに考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○森本政府委員 今回の改正によりまして、事務が複雑になります面と、それから逆に簡素化されます面と、両面ございまして、たとえば、国庫負担等の関係におきましては、頭数規模別に国庫負担をするという点が複雑になりますけれども、他面、従来加入奨励金を二種に分けて出しておりましたのが、そういう手続が今回はなくならないというふうな面と、複雑になる面と簡略になる面と両方ございまして、相殺をいたしますと、ほぼ従来と似たような事務手続になるのではないかと考えております。

なお、事務手続がおくれまして共済金の支払いがおそいというふうなことがいわれておりますが、私どもも、できるだけ今後簡素化して、共済金の支払いを早期に行なうようにいたしたいと思っております。

○倉成委員 ただいまの点、十分留意して運営していただきたいと思います。

次に、異常事故の全額再保険はなぜ必要か、また、異常事故としてどういふ事故を選んでおられるか、お伺いしたいと思います。

○森本政府委員 現在、家畜共済関係では、連合会に相当な赤字が累積いたしております。その原因はいろいろございまして、一つは、いわゆる異常事故の発生が過去にありまして、その異常事故の赤字が現在まで大いに尾を引いておるといふような関係になっております。したがって、ある地域に集中的に異常事故が発生いたしました場合に、それを全国的に分散をして、特別会計でもって今回のように全額再保険金として支払っていくというふうな措置を講じますれば、共済団体の

収支が苦しくて家畜共済の運営が円滑を欠くというふうな事態は、相当改善を見るというふうに思っております。

なお、異常事故の具体的内容は、政令をもって指定をする予定であります。現在のところ考えておりますのは、たゞいま家畜伝染病予防法によりまして輸出を禁止されるような場合の事故、あるいは天災融雪法等が発動をされて、その中の激甚地帯で、特別被害地域に指定をされるというふうな地帯に起こった事故というふうなものにしたい、そういう予定でございます。

○倉成委員 損害防止事業の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○森本政府委員 損害防止事業の内容でございますが、まず第一に、どういう疾病について損害防止事業をやるかということですが、一口に言いますと、現在相当事故が多発しておるような疾病を指定して、それについて損害防止事業を重点的にやっていったらどうかというふうに思っております。実施の方法といたしましては、大綱を農林省から示しまして、それに沿ったような形で具体的な計画を各連合会から出していただいて、こちらのほうで承認をするというふうなことにしたかどうかと思っております。

なお、実施にあたりましては、もちろん共済団体の獣医師も担当されます。また、開業獣医師にも必要な部面を担当していただいて、相ともに損害防止事業の円滑な実施につとめていきたい、そういうふうに思っております。

○倉成委員 ただいままで若干の点につきまして質疑を申し上げましたが、今次の家畜共済の改正は、畜産事情の変化、特に多頭飼養の実態に即応をし、従来のいろいろな欠点を改めようとする点について、大幅に前進をしたものであり、意欲に満ちたものであることを認めたいと思料でございます。したがって、たゞいままでいろいろ質疑または要望を申し上げた諸点につきましては、十分配慮をして、今後の運営または改善の方途を講

ぜられんことを要望いたしましたして、私の質疑を終ります。

○中川委員長 下部政已君。

○下部委員 まず、本法案の内容につきまして質問なり意見を申し上げる前に、一言申し上げたいことがあります。

それは、本法案の提案理由の中にもありますけれども、家畜事情の著しい変化云々ということがいわれておりますが、この家畜事情の変化などというものは、何もきょうに始まった問題ではないと思ふのであります。少なくとも数年前からこのことが叫び続けられ、同時にまた、それがゆえに問題が累積し、さらに、その問題に対して今回当局が真剣になり、そして努力を払われたというところについては、私は敬意を表したいと思ふのであります。しかし、この法案をながめてみますと、この法案自体は、むしろ血の通いを断つところの法案であるというきびしい批判がでてきているところでもあります。こういうような観点からいたしまして、その山積する問題に対していろいろと真剣に取り組まれたということについては、冒頭申し上げたように敬意を表しますが、なおかつ、この法案自体が不満足であるということについては、私はいささか不満の意を表せざるを得ないのであります。と同時に、この問題の山積するところ、そしてまた、当局が真剣に取り組もうとしておる中にある、どこかに隘路がある、どこかにこれを阻害する力がある、こういうことになりまして、私は、そこには自民党政政の、いわゆるあたたかい愛情のある農政が示されていないというところに、激しい憤りを感ずるのであります。こういう点から、これから具体的に質問に入りたい、同時にまた、山積する問題に対して、これが是正をされるべく、ひとつ善処の方向に向かつての皆さま方の御意見もお聞きしたいとともに、その方向について、政府のほうにいたしまして十分なる配慮を私はしていただきたいと思ふのであります。

そこで、まず第一点の問題であります。包括加入というものが取り上げられました。こういうふうな状態に對しまして、全頭加入ということが理想なのであります。はたしてこれが全頭加入でできるであろうか、こういう問題が出てくるのではないだろうかと思ふ。先ほど倉成委員のほうからの質問もありましたが、事故選択、危険並びにそれに付随をいたしまして掛け金の徴収、さらには再保険、こういうことを考えたりいたしますならば、慎重な配慮が行なわれなければならぬのであります。この問題について、一体どのような措置しようとしておるのかをお伺いしたいと思ふ。

○森本政府委員 今回の改正を通じて、従来加入率が停頓しておるのに対して、どの程度加入の実績があるであろうかというふうな御質問であらうかと思ふのですが、先般もお答えを申し上げたように、現在の加入率といたしましては、乳用牛から馬に至るまで加入率が若干違っておりますが、全体としては約五割から七割強といったような形になっております。必ずしも全頭加入といったような状態にはなっておりません。これは御承知のとおりであります。われわれといたしましては、そういう加入率の状態をできるだけ向上いたしたいというのが、加入についての今回の改正を通じての念願でございます。そういうふうなところから、たとえば掛け金につきましても、従来病傷については国庫負担がされていなかったのを、新しく今回病傷部分について国庫負担を拡大する、全体としても国庫負担率は従来よりもかなり改善をするように努力をいたしておるつもりでございます。また、従来加入についての一つの問題でございまして農家の需要する事故と、共済のほうで給付をする事故との間にも、地帯なり経営によつて若干ギャップがございました。そういう点を、今回は共済事故の選択制という思想を導入することによりまして、その間の調整をはかろうというところで考えておるわけでございます。また、加入の方式につきましても、一頭加入方式のほ

かに、原則として包括加入方式といったようなものを採用いたしまして、加入についての従来の手続の繁雑あるいは給付面における不合理といったようなものを是正していこうということで、各種加入について従来問題とされておりました点について、改正案においては改善に努力をいたしておるわけであります。そういう点からいいますと、おそらく将来は改正案の施行の過程におきまして相当加入率が向上するもの、こういうふうなわれわれは期待をいたしておるわけであります。

○下部委員 現在までの加入率は四九・四％ですね。同時に、共済価額及び共済金額のそれを見てもわかりますように、共済価額が一頭当たり資料に出ておりますように、十一万六千六百六十四円である。しかし、共済金額は一頭当たり四万七千四百円である。このような状態ではあまりはいれないというところは、これは火を見るよりも明らかだと思ふのです。同時に、国庫負担の問題、掛け金の問題、これはもちろん全頭加入になりますと、掛け金の問題も出てきますし、それが安くなるということや、さらにまたその問題から派生して国庫負担ということになります。その面の配慮も払われておるようで、一応形式的な面からしては成り立つと思ふのであります。私はこの点に心配をいたす点は、ともかく事故選択というものが認められるという状態の中で、たとえばいまの共済組合のほうの赤字が累積をされておるならば、こういうものを入れるということになると、これは危険率が多い。したがって、事故選択でほとんど落とすとしていく、こういうことも私は考えられると思ふのです。そうしたならば、いま局長がおっしゃるように、そういうあたたかい配慮とは逆に、結果的には冒頭申し上げたように、何ら酪農農民の利益にはならない、こういうことであつては私にはならないと思ふのです。そういう配慮も行なつた中の、ほんとうに農家の立場に立った一つの指導措置、こういうものも考え合わせなければならぬと私は思ふのですが、そういう点についての

配慮はどうなのか、この点をひとつお知らせを願いたい。

○森本政府委員 加入の頭数の率のほかに、共済金額の共済価格に対する割合といいますが、そういう点について、もう一つは、選択制が組合の意思によって農家の不利になるように運用されるのではないかと、いったような御趣旨の、二つの御質問が含まれておるように思いますが、前半の問題は、今回国庫負担の率を増加いたしましたと同時に、従来国庫負担対象共済金額というふうに呼ばれておりましたところの、共済掛け金の国庫負担をすべしになり共済金額、これが実情に比べてかなり低いといったような御指摘があったわけでありました。その点につきましても、先ほどお答えをちょっと省略をいたしました、今回は国庫負担対象共済金額についても、実情に合うように引き上げを予定しておるわけでございます。そういう点からいいますと、頭数の加入率のほかに、共済金額の面におきましても、農家がかなり高い選択をなし得るような制度の方向に改正をしよう、そういうふうに思っておるわけでありました。それから第二点の、共済事故の選択にあたりまして、組合が農家に不利なように運用するのではないかと、いったような御懸念のようでございますが、その点につきましても、先ほど申し上げておりますように、選択ができる農家の資格は、客観的に見ても選択をしてしかるべき農家に一応限定をして出発しようというふうな考え方をとっておりますこと、選択制をやりますにも、共済組合の定款を変更して、そこで決定をしていくというふうな形にいたしております。もちろん、定款の変更は県庁等の認可にもかかることでございますので、そういうふうな点からいいますれば、組合が収支上のみの考慮によって選択制を農家に不利にするような運営はチェックするように制度的にも仕組んでおりますし、運営にあたっても、そういうふうな点を十分指導監督していくつもりでございます。

○ト部委員 今度の法案に対して、四十二年度実施までの準備として、かなりきびしいスケジュールが農林当局のほうから発表されておるわけですね。たとえばいろいろの指導措置、さらにはこれに対するところの国庫負担の問題等の周知徹底、掛け金の問題等に対するそういうスケジューリングが決定をされておるわけでありましたが、こういうようなスケジュールを大体どのように消化をされるのか、この点をお伺いしたいと思います。というところは、先ほど局長が申されたように、なるほどとりつぱなことが決定をされる、そしてまた当局自体もそういうことは思っていない、現実にはそういう方向というものがとられないというところの中で、農民がまた痛めつけられるということであってはならないと私は思うのです。選択制の問題にしても、こういう問題に行かないで得るかどうかが、この点をまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○森本政府委員 今回の改正案を実施するまでに私のほうでやらなければならないと思っております手続の関係は、あるいは施行に必要な省政令を改正するということ、先ほど御説明をいたしました定款なりあるいは条例を、これは組合内部の話であります、変更するということ、あるいは新しく料率を四十二年度から改正をするわけでありまして、そういう料率の改正の計数的な作業、あるいは給付の限度を設けるというふうな年間給付限度の設定に必要な事務といったような、いわば役所ベースあるいは組合ベースの仕事がございますが、そういうことはできれば年内うちに手続を終わらしたいというふうなことで考えております。ただ、御質問の趣旨は、そういう制度の実施に必要な諸手続以外に、その制度の運営が真に農家のためになるような普及なりあるいは指導なりをどういうふうにするかという御質問であらうと思っておりますが、一面においてそういう諸手続を進めると同時に、あるいは全国ベース、

あるいはブロック別、組合単位、また最終的には地区別に種々の制度の普及の説明会あるいは協議会といったようなものをやりまして、制度の運営が真に組合員に徹底をされて、自主的な配慮のもとに適正に運営をされるというふうな点について、できるだけ趣旨その他の徹底をはかっていきたいということ、それに必要な諸経費の助成等につきましては、四十一年度予算に計上をいたしておきまして、そういう状況になっております。

○ト部委員 趣旨徹底についての予算を云々という問題につきましては、後刻その問題に触れてまいりたいと思っておりますので、ここでは省略をいたしまして、次に、国庫負担の問題に入ってまいりますが、盛んに局長が国庫負担のそれを強調されまして、まず第一点に、乳牛の一戸当たりの平均飼養頭数は幾らになっておるかをお聞かせを願いたい。

○森本政府委員 平均は三・四頭です。

○ト部委員 そういたしますと、病傷事故であります、一頭から二頭、三頭から五頭、六頭から二十九頭、三十頭以上というような区分をされておられますが、このいづれが一番多くの病傷事故を出しておるのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思っております。

○森本政府委員 乳牛の階層別の事故の状況という御質問でございますが、三十八年度に調べました調査によりますと、加入頭数が、一番診療費で多くかかっておりますのは五頭の階層でございます。五頭の階層では、一年間の診療費が二千七百円ということになっております。それに次ぎまして、四頭、六頭あるいは三頭といったような形の分布になっております。

○ト部委員 そすると、局長、三頭から五頭が病傷事故は一番多い、こういうことでございませうか。説明がそうなんですから、間違いないわけですね。それでいいわけではあるはずなんですけれども、確認をしてよろしくございませう。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、この調査によりますれば、五頭が一番診療費が高

い。それに次ぎまして四頭、それから三頭、六頭といったようなものが階層別には診療費が高い、こういう実績になっております。

○ト部委員 そすると、今度の国庫負担率の区分によると、一頭から二頭まで、三頭から五頭まで、六頭から二十九頭までといううち、三頭から五頭までが一番多い、こういうことでございませう。それで間違いないわけなんですから、話を進めていきたいと思っておりますが、そうすると、局長が胸を張って、いわゆる今度の国庫負担という点については、ずいぶん大幅なる改正を行なった云々あるけれども、むしろ、六頭から二十九頭までは五割である。そして三頭から五頭は四割だといふこの理由づけ、根拠をひとつお知らせ願いたい。

○森本政府委員 飼育階層別の国庫負担割合の説明というところでございまして、私どもが飼育頭数別の国庫負担の割合を考えたのは配慮事項といいますが、それは、一つは、飼育頭数の階層別の加入状況が一体どういうふうになっておるかということをお考えました。それから全体をいたしまして、農家経営上掛け金負担がどういう重みを持つか、そういう考え方が一つ。それからなお、酪農につきましまして、経営上の育成目標といったような点が最近定められたので、政策的な観点との調整というふうなことで原案を考えたわけでございます。そこで、お尋ねの趣旨は、危険率の高さに応じて国庫負担がどうかというふうな御質問の趣旨でございますけれども、必ずしも危険率の高さと国庫負担の割合をそれぞれパラレルにすべきであるというふうな考え方にはならないと思うのであります。現在の階層別の加入状況がどういうふうになっておるか、あるいはまた、結局農家が掛け金負担をどのように階層別に感じておるかといったようなこと、さらにまた政策的な点といたしましては、将来どういった経営農家の育成を考えていくか、政策上配慮していくかというふうな点とのかね合いで、階層別の国庫負担率を考えていくというふうなことでありませう。

○ト部委員 私は、冒頭局長に、乳牛の一戸当たりの平均飼養頭数は幾らかというところをお尋ねをいたしました。そのときのお答えが、三十八年の統計によるところのものは、三頭一四頭が平均であるというところのお答えがございました。同時に、病傷の事故発生数も、三頭から五頭の区分の農家が一番多いということも指摘をされております。

私は、冒頭に申し上げたように、いままでは現行法が血の通った法律でないなどという酷評をなぜ受けたかというところに、やはり思いをいたしていただきたいと思うのです。少なくとも三頭一四頭が平均だというのは、今日の畜産農家の実態を物語るおとると思うのです。多頭化飼育という当局的理想と方針に従って、三頭から五頭という人たちが多頭化への過程を進んでおるわけですね。そういうときに、いま説明をされておられます階層別だとか、全体としての掛け金だとか、いろいろな理由は述べられたけれども、私はこれは詭弁だと思ふのです。それは局長の本意ではないと思ふ。こういう面について、少なくとも血の通ったところの政策をやるというならば、むしろ平均にあるところの酪農農民の方々に重きを置いて政治的な配慮がなされなければならないと思ふのです。ここに四割というような国庫負担でもって、四割をしてやっただという不適当な不適当と言ったらおかしいのですが、恩着せがましいような言い方はやめて、謙虚に、私が言うのは正しい、正しいのだけれども、いろいろの障害があるのだというふうにお答えをいただくならば、これは理解ができるのです。けれども、何かへ理屈をつけて、あたかもそのことが正しいようなことをおっしゃられる。これはだれが聞いても、さらにまた酪農農民が聞いても、私は納得できないものだと思う。こういう意味合いにおいて、これは常に農民のほうから要求がありますよという線をぜひとも実施する、いわゆる二分の一の国庫負担という問題については、政府は率直に耳を傾けるべきであると思ふ。その面において私の言っておることが正しいかどうか、ひとつ政務次官のほうから、将来に

対する展望等について、今度はできないにしても、次の機会においてはこういふものができるというよりなことも御答弁願いたいと思ふのであります。○仮谷政府委員 確かにト部先生のような御意見もあると思ふのです。われわれもその点はよくわかりますが、しかし、今後の畜産の重点と申しますか、そういう面をやはり六頭以上に置いていく、多頭化の奨励というか、こういう点に特に重点を置いたというところに、ウエートが違っておるのじゃないかと考えます。御説はわれわれも確かに御理解できるのであります。ただ、今後の酪農行政の面から、六頭以上に重点を置いて政策を進めていくという観点から、こういう形になったことを御理解願いたいと思ふのであります。

○ト部委員 私は、政務次官は農政の通だと思っておるわけですね。ですから、そういうことを聞こうとは思っていません。というところは、先ほどから繰り返しておられますから省略をいたしますが、やはり零細な農民の方々が、一頭から二頭三頭から五頭、それから六頭から二十九頭へと多頭化飼育の過程にあると思ふのです。だから、そんなに一挙に六頭から二十九頭なんという平均が示しておるようには、そういう多数のいわゆる酪農農民がおるというのであれば、やはりそこに配慮すべきじゃないか、私はこう言っているのです。でありますから、掛け金のいわゆる国庫負担は今後の改正の問題じゃございません。これは政令事項でございますので、何ほども私は改正できると思ふのです。その意味においては、ひとつ政務次官、私は政務次官の実力に期待をして、これは政令なんですから、やれると申したらやれるのですから、その点はどうか、いかがなものでしょうか。

○仮谷政府委員 冒頭にト部先生からいろいろこの改正案についての御意見があつて、私どもも確かに御意見のあるところは十分承知できるわけでありまして、率直に申しまして、この家畜共済制度の改正は長い間の懸案でありましたけれども、

相当思い切った改正なり、しかもそれに基づいて財政的にもかなり国の負担も要求しなければならぬといったような観点から、これは大蔵省ともずいぶん長い間真剣に私も折衝を続けてまいりました。わけでありまして、したがって、現実の点から考えますと、まず可能な限りの努力をして、ようやく今日の改正案を得たという実情にあるわけでありまして、確かに、お説の点は一面異論はあると思ひます。その点はよくわかりますけれども、現実の問題としては、先ほどから局長もいろいろ申し上げておられますような次第でございます。ぜひひとつ御理解をいただきたいと思いますし、もちろん、将来においては検討しなければならぬと思へておるわけでありまして。

○ト部委員 ですから、私はここでは政務次官なり当局を詰問しようとは思っていません。しかし、全国の酪農農民のそういう声——声というよりも、それが実態だということ、さらに本委員会におけるところのそういう声があるとするならば、政府はやはり耳を傾けるべきだと思ふのです。それは、長い懸案であつたものをいまこへ持つてきたという努力はよくわかります。だからといって、そういう声があるものを、それは次の機会にとか、次の機会というよりも、まあこれだけやっただからという押しつけではなくて、率直に耳を傾けていただいて、ほんとうに皆さま方の努力が報いられ、血の通るような——従来がそういうつながらないとかいわれておる法律だけに、私はそれだけのものがぜひほしかつた。また、その点については、将来の問題——今度はむずかしいといふことであれば、次の機会にはぜひひとつこの点を実行してもらいたいことを要望しておきたいと思ふのです。これは、私は、皆さま方の誠意がほんとうにあるかないかのバロメーターだと思ふのです。どうかひとつその点は十分に御理解をいただいて、配慮していただくようお願いをしておきたいと思ひます。

次に、今度の改正によるところの国庫負担は、最低三割から最高五割、こういうことになってお

りまして、ならしてこれが三九・二%ということになっておるわけでありまして。そういうかつこうの中で、家畜加入推進奨励金というものの補助金を廃止するということになったわけでありましてけれども、しからば、今度の国庫負担額の増減等の見込みをもちまして、現行に比してどのようになるのかをひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○森本政府委員 国庫負担の割合が、現行と改正案でどういふふうになるかというお話をございしますが、乳用牛につきましては、現在国庫負担割合は二〇・六%、改正後の見込みとしましては三九・二%、それから肉用牛は、現行は二二・三%、改正後は四〇%、馬は、現行が二一・二%、改正後は三三・三%になる見込みでございます。

では、先ほど倉成委員のほうからも質問があつたのですが、家畜共済にかかわるところの異常事故についての再保険責任等の問題をひとつ質問をいたしたいと思ひますが、現在の家畜共済の保険責任割合は、国七割、それから農業共済団体が三割を持つておるわけでありまして、異常事故に基づく場合は、全額を国が再保険に付する、こういうことになっておるわけでありましてけれども、この点については、いわゆるイの場合においては、伝染病とか家畜伝染病予防法三十二条によるところの雇用または疾病という場合、二番目には、激甚法、天災融資法云々ということが出ておるわけでありましてけれども、こういうような状態にな

い場合が想定されると私は思ふのであります。こういう点は考えてみられたことがございしますか。イ、ロにない場合においてそういうことが発生することがあり得るだろうと思ふ。たとえばイの場合には、伝染病とか法三十二条によるところのがありますね。異常事故の問題……

○森本政府委員 御質問の御趣旨がちょっとわかりにくいのですが、私どものほうで考えておりますのは、異常事故につきましての今回の改正は、イの場合であらうとロの場合であらうとかかわり

ないか、ひとつ政務次官のほうから、将来に

度

最低三割から最高五割、こういうことになってお

りまして、ならしてこれが三九・二%ということ

いろいろな災害の取り扱いについて、大体激甚地の災害に準じて処理をしていくということに取

ちよつと言えないと思います。そうすると、やはり激甚とかいうような一つの形式の問題は考えな

ますが、先ほどもお答えいたしましたように、牛
あるいは馬につきまして、現在多発をいたしてお

国庫は、当分の間、共済組合連合会に対して損害防止事業の実施に關しまして費用の一部を交付す

ることができ、こういっておるわけでありませうけれども、この交付する金額は一体どのくらいのものか、ちょっと明らかにしていただきたいと思ひます。冒頭申し上げたやうないろいろなスケジュールが組まれています。また、先ほど局長もこれには予算を流して云々というのを指摘をされておる。したがって、それならばそれなりにその金額は明らかにされておらなければならぬと思ひます。でありますから、その金はどのくらいあるのか、明らかにしてもらいたいと思ひます。各府県にはどれだけの落ちとすのか。

○森本政府委員 具体的には四十二年度の予算折衝の過程におきまして交付金の額を決定することになっております。私どもが現在考えておりますのは、きわめて抽象的で恐縮でありますけれども、先ほど申し上げましたように、加入家畜の二割ないし三割程度の損害防止事業ができるに必要な額ということで、現在予算折衝をいたしたいと思ひております。

○ト部委員 ちょっと聞かされたのですが、具体的にはわからないというわけですか。

○森本政府委員 具体的な計数は、先ほど申し上げましたように、四十二年度の予算の折衝の過程において決定をする予定であります。現在農林省として考えておりますことは、加入家畜について二割ないし三割の損害防止事業をするに必要な額ということで、予算折衝をいたしたい、こういふふうに存じておるわけでありませう。

○ト部委員 そういたしますと、局長が冒頭言われたあのスケジュールによって予算を流していきたいということになります。二割ないし三割という予算折衝をしていきたいというけれども、現実にはその金はどこにあるか。局長は冒頭、私がスケジュールの説明を聞きましたら、ブロック単位だとか、地域単位だとか、共済単位だとかいうやうなやつで適正な指導をいたします、それには予算をつけます、こう言ったわけですか。ところが、いまの時点では、二割ないし三割の予算を要求いたしますと、こういふわけですか。ところが、実際

その金はどこにあるかということですね。こういうことでは私は困ると思ひます。実際金はどれだけのものか用意されておるのかを聞きたい。○森本政府委員 先ほど予算措置を四十一年度において講じておると申し上げましたのは、全国ベースあるいは地区ベース、部落ベースの、今回の改正案の普及徹底に必要な普及費あるいは協議費といったものを予算で計上してある、そういうふうにして申し上げたわけでありませう。損害防止事業につきましては、先ほど来お答えを申し上げましたやうなことで、ひとつその準備をしていきたい、こういふことでございませう。

○ト部委員 私は、いわゆる法改正の趣旨の徹底という問題も、そしてまたこの損害防止事業の問題も、不可分の関係にあると思ひます。ということは、先ほど来申し上げておるやうに、三割から五割まで、それが多く事故が発生しておる。そして将来に向かってそれに措置をしようとするやうな状態の中において、私は、このやうなものを二割ないし三割を要求するということから、四十二年度まで放置をしてもいいものかどうなのか、これはやはり率直に言つて矛盾があると思ひます。そこで、その問題について適正なる措置を施しながら、そしてまた、全頭加入に向かつていく農民の意欲がそこに結集されなければならぬと思ひます。こういう問題について私は指摘をいたしたいと思ひますが、そのことは、局長は二つに分けて、法改正の問題、損害防止事業のほうはこうだといふふうに理解をされ、説明をされておりますから、それはそれなりに私はいいと思ひますが、しかし、私は根本的には誤りだと思ひます。そういう措置もやはり適切に行なっていくべきだといふふうに考えます。

○森本政府委員 法律にもございませうに、交付金という名目で交付をするつもりでございませう。

○ト部委員 そうすると、農業災害補償法の九十五条におきましては、「組合等は、組合員等に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができ、」ということが書いてあります。この場合には、組合員等の負担した費用は、当該組合等の負担とする。という、こういう書き足しが書いてあります。そういうやつになりませうと、私はこれは交付金じゃないと思ひます。私は、これは当然国が負担をする負担金だと思ひます。この点はどうか。政務次官、どういふふうにお考えですか。

○森本政府委員 交付金の性格のお話でございませうが、今回の交付金が、一面におきましては、お説のやうな損害防止事業をやりましたならば、特別会計にもメリットといひます。効果があらわれるわけでありませう。費用負担的な性格も含まれておると思ひます。また他面におきましては、従来から連合会ないし組合において損害防止事業を自主的に実施しておる。それに対して国が金を出して――重点的あるいは統一的に損害防止事業をやつていくという意味で、国が金を出すわけでありませう。ある意味ではそういう損害防止事業に対する補助的な性格も備えておるわけでありませう。きわめてあいまいな性格のやうにも申し上げまして恐縮であります。そういう二面的な性格を持つておりますので、交付金といふことにいたしておるわけでございます。

○ト部委員 私はなぜ負担金といふことを言いたいかといふと、少なくとも今度の交付金の割合等についても、私は問題が出てくると思ひます。そういうときに交付金だと言つておつたのでは私はだめだと思ひます。これはやはり国の負担金だ、こういう力強いものにしていかなければいけません。その点では、私は、局長の姿勢が少し後退しておるのではないかと、もう少し強くなり方といひたいと思ひます。大蔵当局に対するやり方といひたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど局長の答弁があつたやうに、やはり七割、三割といふこの姿勢でなければならぬと思ひます。しかるがゆゑに、やはりこれはあいまいな交付金といふやうなことはなく、私は負担金といふ方向でこれを裏づけるやうなことでなければならぬといふふうに考えておるわけですか。この点についてははっきりしていないわけでありませう。実際はまだ立てていないわけでしょう。七、三といふのは、農林省としてはそういう方針でやるのですか。

○森本政府委員 しばしば申し上げておりますやうに、最終的には四十二年度予算折衝の過程において要求をし、決定をされるもの、こう思つておりますが、現在のところでは、先ほど申し上げましたやうに、現在の負担区分をめぐりして予算要求をしていきたいというのが私どもの考えであります。

○ト部委員 舌足らずの面があつたわけですが、局長が言うのは、その負担区分の国七、共済三といふ区分の方向は認めて、その方向で進めていく、こういうことですね。それでいいわけですね。はい、わかりました。

○森本政府委員 私、時間がありませんので、次に発展をさせていただきますが、この損害防止事業につきまして、実際問題としては、これを中心になつて行なつていくところの家畜診療所の方々の現在の環境という問題にも触れてまいらなければ

それからなお、獣医師は損害防止事業にも従事をいたしております。そういう関係からいきます

方が成り立つだけの点数を上げていく、これ以外にないのではないだろうかというふうに私は考えるわけです。それが第一点。

それから第二点は、損防事業の交付金などをおそれにも使うようなことがあってはならないと

す。具体的な問題をあげるといえばあげますけれども、こういう委員会ですから省略をいたしますが、その点はひとつ十分な配慮のもとに、この法案の成果をあげるために御努力をお願いしたい。何かセクトが、率直に言うときにじみ出ている現行の状

○**檜垣政府委員** 御質問にもございましたように、現状におきまして、開業獣医師の所得の水準は、他の業種に比べて必ずしも高いものといえないのでございます。この点は、お話のありましたように、今後の家畜飼養の動向に即しまして、獣医師

置との調整をはかつていくということ、また、畜産全体の発展の中で獣医師の所得の向上という問題を、診療点数等の問題等も関連して配慮をしていくということが必要であろうというふうに思っているわけでございます。

○ト部委員 それから、これは事務手続の問題になるのでありますが、開業医が診察費の請求を行なう、診断を行なう、その請求を行ないまして、私の地元の開業医なんかは、現実に手元に届くのは六カ月から一年かかる。それではとてもじゃありませんが、不渡り手形じゃありませんが、合風手形なり、さらにはお産手形を発行されるようなものであります。現状に私はマッチしないと思うのです。こういう点も、やはり人間のお医者さんと同じように、私は、この機構も変えてすみやかに現金が届くような姿にせなければならぬと思うのであります。この点についてはそういう方向に改善をするかどうか、この点をひとつお伺いしてみたいと思います。

○森本政府委員 獣医師に対する共済金の支払いがおそいというお話でございます。先ほどもお答えを申し上げましたけれども、現状においてはなお改善すべき点が多々残っております。私どもとしましては、できるだけ早期に支払いができるように促進をしていきたい。たとえば今回の改正案の実施におきまして、従来事前に損害評価会にかけないと共済金の支払いができないというふうなところになっておりましたけれども、家畜に関する限りは損害評価会の事前審査を省略するといふふうなことで、できるだけ支払い事務の促進につとめていくつもりでございます。

○ト部委員 もう二点ほどで終わります。そこで、機構の改正の問題であります。とかく現段階においては三段階の形がとられておるわけですね。これは二段階にせよという強い要望があるわけですね。それはもちろん市町村の拡充強化というものがなされなければならないとは思いますが、そうした面の考慮等も、いまの問題と織りなしてやはり当然考慮されるべきでは

ないだろうか、こういう点もひとつ要望しておきたいと思ひます。

次に、これは将来の問題といたしまして、肉豚と鶏の共済の問題であります。今度の法改正の問題について、この問題が改正になってはいませんが、調査するといふようなところになっておるわけでありまして、御承知のように、逐年大規模化する豚コレダとか、いろいろなこういう伝染病が入ってくるということになれば、一ぺんにこころとなるような状態も出てくるわけでありまして。こういう問題についても、やはり早急に手を打たなければならぬ問題だと私は思うのであります。この改正問題とあわせ、早急にこの問題をやはり法改正に結びつけるような方向を見出してもらいたいと思ひます。この点に対する当局の抱負なりそういうものを聞かせを願ひたいと思ひます。

○森本政府委員 新しい肉豚なりあるいは鶏についての共済制度の実施の問題でございますが、肉豚につきましましては、私どもとしましては、できればということで、実は実施の一つの素案をつくったわけでございますが、御案内のように、地域によりまして経営形態が違ひ、そういったことからくる保険に対する需要もかなり違ひというふうなことで、なお四十一年度実地上の調査をいたしましてからでない、全国に統一した制度を発足させるというわけにはまいらないような状況でございますので、とりあえず、四十一年度はそういった点について重点的に調査をしたい。その調査の結果成案を得ますれば、なるべくすみやかに実施に移すように検討していきたい、こういうふうに思っております。

なお、鶏につきましましては、若干豚等と様相が異なりますので、調査等あるいは設計をつくるという点については困難も伴いますけれども、これについても四十一年度から調査することにしたしておりますので、そういった調査の過程を通じて成案を得るようにはできるだけやっていきたい、こ

ういうふうに思っております。

○ト部委員 では最後に一点だけ。いま局長のほうから、なるべく早い時期に成案を得るようには努力したいという答弁があったわけでありまして、私は、やはりこういう問題については目標なりそうした展望というものが明らかにされなくちゃならぬと思うのです。だから、いずれの時点までこの問題を提案をするかというふうな一つのめどがあれば、聞かしてもらいたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど来申し上げましたようなことで、四十一年度から鋭意調査をするということでございます。したがって、いま直ちに、いつから実施するといふようなことは申し上げかねる段階でございますので、できるだけすみやかに調査の結果を検討して努力をしていきたいというふうに考えております。

○ト部委員 まだ問題がありますが、後続のわが党委員の質問があるようでありますので、私の質問はこれをもって終わりたいと思ひます。

○中川委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後四時四十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕